

経済要録

国 内

◆日本銀行、「平成11年1月1日からのユーロ導入に関する当面の留意点」を公表

日本銀行は、11月6日、「平成11年1月1日

からのユーロ導入に関する当面の留意点」を公表した。その内容は、以下のとおり。

平成11年1月1日からのユーロ導入に関する当面の留意点

——1998年末までおよび1999年初が対象期間。

——1999年初からのユーロ導入に伴いEMU参加国通貨（フラン、DM等）がユーロの補助通貨として、いわば計算単位の一つとなることを踏まえたもの（第一陣参加国に於けるユーロ導入スケジュール＜参考参照＞）。

——VARモデルへの影響等の市場リスク管理については取上げていない。

1. 法的紛争予防関係

| 項目 | チェックポイント |
|--------------------|--|
| 取引の継続性 | <p>○契約の継続につき相手方との間で、紛争が生じる可能性がないか。契約の適用法規（含むEC委員会規則）等で契約継続が規定されている等個別確認を不要とする特段の事情がない場合には、取引の相手方との間で契約の継続につき個別に確認しているか（除くISDA等に基づく契約）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ISDAの適用になる契約に關し、ISDAでは「EMUに関するプロトコル」を發表し、利用を勧めているが、ISDAを採用している契約につき9月30日までにプロトコルを採択したか。採択していない場合には対ディーラーについて、契約の継続性および継続内容につき個別の合意をしているか（ISDAのほか他のマスター協定で同様の措置が講じられた場合も同様）。・ ISDAのプロトコルを採択していない場合には、取引の相手方と個別に契約の継続につき確認しているか。・ 契約を解除する場合には、その後の処理方法につき取引の相手方との間で合意しているか。 |
| 契約継続を前提としてその内容の明確化 | <p>○EMU参加国通貨の金利等をレファレンスレートとしている場合に、新たに何をレファレンスレートにするか取引の相手方との間で合意しているか（ユーロLIBOR＜英國銀行協会＞かEURIBOR＜EU銀行協会＞か）。</p> <p>○EMU参加国通貨による支払を行う契約について、どのように内容を変更するか、取引の相手方との間で合意しているか。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ユーロによる決済を行う場合には、自らのユーロの決済口座（ノストロアカウント）を開設し、他のディーラーや顧客に周知させているか（リコンファーメーションを行っているか）。また、取引の相手方のユーロの決済口座を認知しているか。 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・契約内容を変更する場合に、対顧客に対し、EMU参加国通貨からユーロへの換算ルール（特に端数の扱い）を説明しているか。説明していない場合には、紛争が生じる余地がないと言えるか。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・12月末に旧通貨で送金指示を出したものの扱いにつき決めているか。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ECUを含む契約、LIBORインデックスを含む契約、EMU参加国通貨にかかる通貨スワップ契約を、どのように内容を変更するか取引の相手方との間で合意しているか。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・取引所に上場されている商品について、各取引所の対応を理解し、それに沿う形で対ディーラー、対一般顧客と契約内容を変更することで意識の齟齬はないか。取引所と異なる対応を取る場合には個別の同意をしているか。 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・取引所に上場されていない、またはISDA等マスター・アグリーメントの適用がない契約商品について、対ディーラー、対一般顧客と契約内容の変更について個別の合意をしているか。合意をしていない場合には、それを不要とする事情があるか。 |

2. システム対応関係

| 項目 | チェックポイント |
|----------|--|
| 契約変更への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○1. の契約関係の変更に対応したシステム処理が可能となるようなシステム上の手当がなされているか。システム上の手当を行わないのであれば、手作業事務に移行する体制となっているか。 |

3. 移行週間（コンバージョン・ウィークエンド）における事務リスク関係

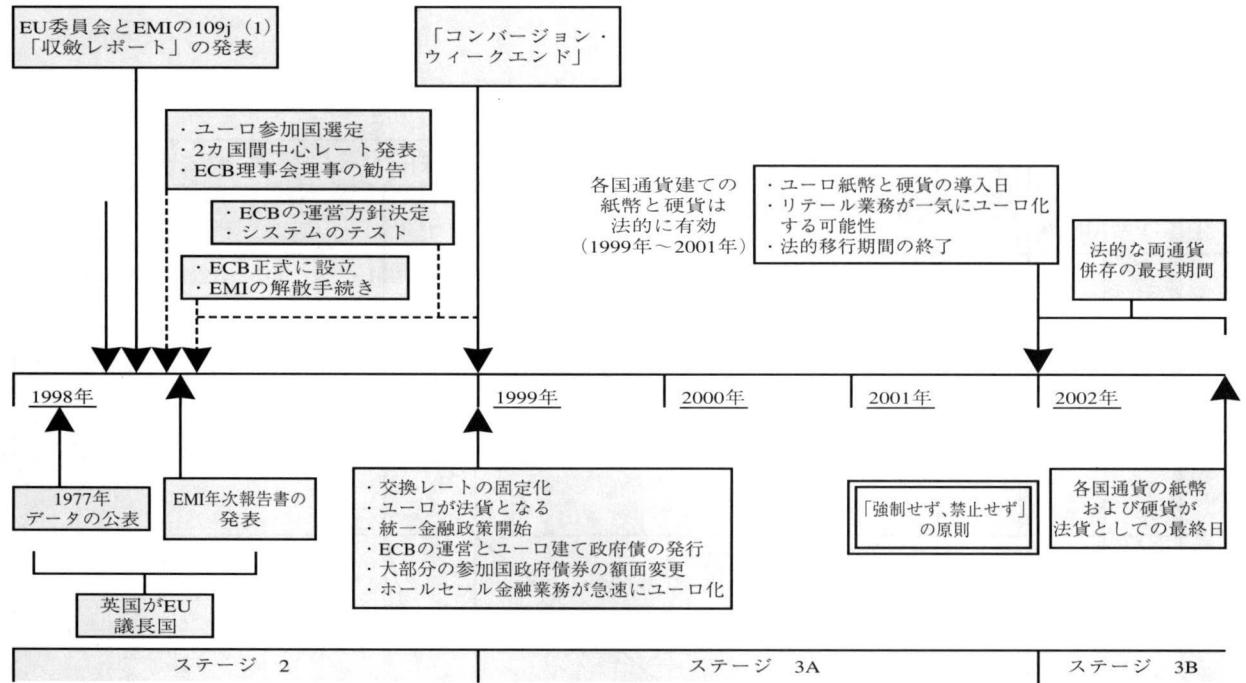
| 項目 | チェックポイント |
|--------------|---|
| 債券のデノミにかかる事務 | <ul style="list-style-type: none"> ○EMU参加国債その他のデノミが行われる債券につきデノミ方法の詳細（デノミ時期、端数処理）について理解のうえ、実際の移行週間に事務上の対応がとれるよう準備しているか。特に証券保管業務を行う先については、正確な端数処理の対応をとった上、残高確認に対応できるか。また、債券毎の金利の計算方法の変更にも注意しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・コンバージョンレート入手、通貨変更の実行、変更結果のカストディアン又は顧客との確認（預り証や取引報告書の発行など）の具体的な段取りは決まっているか。 ・特に要員の勤務につき年末年始は特別な対応をするなどスケジュール実施に問題はないか。 |
| 未決済取引の処理 | <ul style="list-style-type: none"> ○顧客との合意など予め決められた通り（当初契約通り、キャンセルまたは契約内容変更）に未決済取引を処理できる体制となっているか。 |

4. 年末のEMU参加国通貨の流動性リスク関係

| 項目 | チェックポイント |
|----------|--|
| 年末年始の流動性 | <ul style="list-style-type: none"> ○年末年始のEMU参加国通貨の流動性リスク面のチェックはなされているか。 |

(参考)

第1陣参加国に於けるユーロ導入スケジュール



◆金融機能早期健全化緊急措置法の運用基準について

金融再生委員会設立準備室および金融監督庁は、11月10日、いわゆる金融機能早期健全化緊急措置法の成立・施行に伴い、その運用基準を公表した（11月16日告示）。その概要を整理すれば、以下のとおり。

1. 資産査定、引当て及び有価証券の評価等に関する基本的な指針

金融機関等の資産査定、引当て等に関しては右図のとおり（ただし、引当て等については、金融機関等の業態等に応じ、別途引当て等の方法を定める場合には、当該方法によるものとする）とし、有価証券の評価等については商法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（原価法か低価法か選択可）に従って評価。

| 自己査定の債務者区分 | 新資産査定基準 (再生法施行規則第4条) | 手当て等の方法 (告示第2条) |
|-------------------|--------------------------------------|----------------------|
| 破綻先 実質破綻先 | 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 回収可能見込額を除く全額を償却・個別引当 |
| 破綻懸念先 | 危険債権 | 回収可能見込額を除く必要額を個別引当 |
| 要注意先 3ヵ月以上延滞債権 | 貸出条件緩和債権 要管理債権 (その他特に注意を要する債権) | 貸倒実績率に基づき一般引当 |
| 正常先 | 正常債権 | 貸倒実績率に基づき一般引当 |

(注) 要注意先には、中小製造業者などのように、返済や利払いはきちんと行っているが、競争上常に新規投資を行わざるをえないため赤字決算が継続しているような企業が含まれている。

2. 株式等の引受け等の要件

株式等の引受け等に関しては、自己資本比率の区分等に応じ、下図の基準を適用。

株式等の引受け等の要件及び基準の概要（自己資本比率の区分等によって異なるもの）

| 区分 | 自己資本比率 | | 金融機能早期健全化法上の区分 | 議決権のある株式（6条関係） | | 議決権のある株式以外の株式等（7条関係） | |
|------|--------|-------|----------------|--|--|--|--------------------|
| | 国際統一基準 | 国内基準 | | 区別の法定要件 | 区分その他の要素を勘案して定める基準 | 区別の法定要件 | 区分その他の要素を勘案して定める基準 |
| 非区分 | 8%以上 | 4%以上 | 健全 | (対象外) | ①経営状況の悪化した金融機関との合併又は②信用収縮回避等に不可欠等 | 1. 経営合理化（役職員数・経費抑制） 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 利益流出の抑制 5. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業者向け貸出残高は原則増加） | |
| I区分 | 8%～4% | 4%～2% | 過少資本 | (対象外) | 1. 経営合理化（職員数・経費抑制） 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 経営体制刷新（役員数削減等） 5. 配当・役員賞与等の抑制 6. 減資等による株式価値の適正化（純資産額が資本金を下回る場合） 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業者向け貸出残高は原則増加） | 1. 経営の抜本的改革 （代表権のある役員の退任、給与水準の引き下げを含む給与体系の見直し、組織・業務見直し（役員数・支店等の削減、海外営業拠点の廃止等）を原則すべて実行） 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 配当・役員賞与等の停止 5. 経営責任明確化のための体制整備 6. 減資等による株式価値の適正化（純資産額が資本金を下回る場合） 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業者向け貸出残高は原則増加） | |
| II区分 | 4%～2% | 2%～1% | 著しい過少資本 | 1. 経営の抜本的改革 （代表権のある役員の退任、給与水準の引き下げを含む給与体系の見直し、組織・業務見直し（役員数・支店等の削減、海外営業拠点の廃止等）を原則すべて実行） 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 配当・役員賞与等の停止 5. 経営責任明確化のための体制整備 6. 減資等による株式価値の適正化（純資産額が資本金を下回る場合） 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業者向け貸出残高は原則増加） | 地域経済に必要不可欠等 | 1. 経営の抜本的改革 （代表権のある役員の退任、給与水準の引き下げを含む給与体系の見直し、組織・業務見直し（役員数・支店等の削減、海外営業拠点の廃止等）を原則すべて実行） 2. ROE向上のための各部門の整理・拡大等市場の評価を高めるための方策 3. 必要度が低い施設の売却等 4. 配当・役員賞与等の停止 5. 経営責任明確化のための体制整備 6. 減資等による株式価値の適正化（純資産額が資本金を下回る場合） 7. 早期是正措置の確実な履行 8. 信用供与の減少を回避する方策の実行（特に中小企業者向け貸出残高は原則増加） | |
| | 2%～0% | 1%～0% | 特に著しい過少資本 | 地域経済に必要不可欠等 | | | |

（注1）承認に当たっては、不良債権の償却・引当て、信用供与、申請までの経営合理化の状況等を考慮して、発行金融機関等が該当する区分に応じて行うべきとされた事項は、当該事項に相当する当該区分以上の区分に応じて行うべき事項とすることができる。

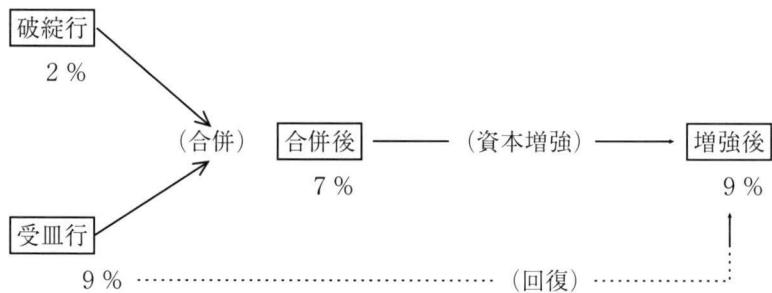
（注2）下線部は本告示により付け加えられた事項。

3. 合併等を行う金融機関等に係る株式等の引受け等の要件

合併等の円滑な実施のために必要な範囲を超えないものに関する基準 (健全化法第8条第1項第3号に基づくもの)

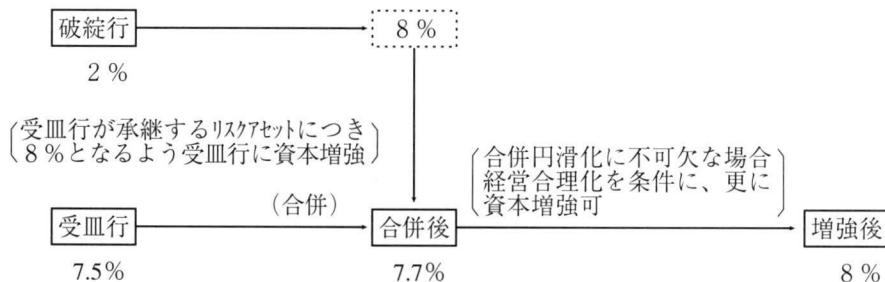
1. 受皿金融機関の自己資本比率が8%以上の場合 (国際統一基準行の場合)

(例)



2. 受皿金融機関の自己資本比率が8%未満の場合 (国際統一基準行の場合)

(例)



◆早期是正措置の発動基準の改正について

金融監督庁は、11月10日、いわゆる金融機能早期健全化緊急措置法において求められている資本増強スキームと早期是正措置との効果的連携を具体化するために、早期是正措置の発動基準を定めた銀行法施行規則等を改正することを発表した（11月16日公布、同日施行）。その概要は、以下のとおり。

○ 第1区分=過少資本行

（自己資本比率4～8%（国際行）又は2～4%（国内行））

⇒ 早期是正措置に基づく命令として提出・実行を求める経営改善計画の中に「原則として資本の増強に係る措置を含む」とこととする。

○ 第2区分=著しい過少資本行

（自己資本比率2～4%（国際行）又は1～

2 % (国内行)

⇒ 早期是正措置に基づく命令として提出・実行を求める計画について、「資本の増強に係る」ものであることを明確化する。

供給を行う。

(別添)

平成10年11月13日
日本銀行

○ 第2区分の2=特に著しい過少資本行[新設]

(自己資本比率0~2% (国際行) 又は0~1% (国内行))

⇒ 早期是正措置に基づく命令として、「自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施すること」を規定する。(早期健全化法第3条第3項の具体化)

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した(賛成多数)。

◆日本銀行、「最近の企業金融を踏まえたオペ・貸出面の措置について」を発表

日本銀行は、11月13日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、同17日に公表したほか、10月13日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを11月18日に公表した。

(別添)

平成10年11月13日
日本銀行

最近の企業金融を踏まえた
オペ・貸出面の措置について

日本銀行では、景気の悪化に歯止めをかけることを狙いとして、思い切った金融緩和スタンスを堅持してきている。また、日々の金融市场の調節に当たっては、CPオペの活用などにより、企業金融の円滑化にも十分配慮しつつ、機動的、弾力的な資金供給に努めてきている。た

記

無担保コールレート(オーバーナイト物)を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

なお、金融市场の安定を維持するうえで必要と判断されるような場合には、上記のコールレート誘導目標にかかわらず、一層潤沢な資金

だ、金融機関の融資姿勢は、わが国金融機関を取り巻く厳しい市場環境や企業業績の悪化を反映して、慎重なものとなっている。また、資本市場においても、信用リスクに対する警戒感が強まっている。このため、年末から年度末にかけて、企業金融は一層厳しさを増す可能性がある。

こうした状況にかんがみ、日本銀行では、中央銀行の資産の健全性に留意しつつ、金融機関借入・市場調達の両面で企業金融の円滑化に資することを狙いとして、貸出・オペレーションについて、以下の措置を講じることを、本日、政策委員会・金融政策決定会合において決定した（賛成多数）。

1. CPオペの積極的活用

日々の金融調節の中で、CPオペを一層積極的に活用することとし、そのため、買入れ対象となるCPの期間を拡大する（注）とともに、CPの発行企業の適格審査事務を迅速化する。本措置は、11月16日から実施する。

（注）現 行：「満期日が買入れの日の翌日から起算して三ヶ月以内に到来する」もの

改定後：「満期日が買入れの日の翌日から起算して一年以内に到来する」ものの

2. 企業金融支援のための臨時貸出制度の創設

年末・年度末にかけて、金融機関の企業向け貸出を資金繰り面から支援していく趣旨から、企業向け貸出が季節的に増加する10～12月期における金融機関の貸出増加額の一定割合（50%）を対象に、リファイナンスのための日銀貸出制度を新たに設ける。その際、担保は国債のほか、日本銀行が適格

と認める民間企業債務（手形＜含むCP＞、社債、証書貸付債権）とし、原則として、担保価額の50%以上は、民間企業債務を差し入れることを条件とする。また、貸出期間は原則として、年度末を超える4月までとし、金利は0.5%とする。また、10～11月中に貸出を増加させた金融機関に対しては、12月中旬にも本件貸出制度が利用できることとする。

本件貸出制度は、年末・年度末の企業金融円滑化に資することを狙いとした臨時の措置である。今後、早急に実務面での準備を進め、詳細が固まり次第改めて決定し、対外公表を行う予定である。

3. 社債等を担保とするオペレーションの導入

金融調節の中で、民間企業債務を一層活用していく趣旨から、社債および証書貸付債権を根担保として、金融機関が振り出す手形を金利入札方式で買い入れるオペレーション手段を新たに導入すべく、実務的な検討を進める。今後、準備が整い次第決定のうえ、資金供給手段の一つとして活用していく方針である。

◆緊急経済対策について

政府は、11月16日、緊急経済対策を発表した。その概要是、以下のとおり。

はじめに

今次の緊急経済対策は、日本経済を一両年のうちに回復軌道に乗せる第一歩であり、来たる平成11年度には、次の三つの目標を達成することとする。

- (1) 平成11年度の経済を、はっきりプラス成長と自信を持って言える需要創造
- (2) 失業者を増さない雇用と起業の推進
- (3) 国際協調の推進、とりわけ対外経済摩擦の抑制

第1章 緊急経済対策と日本経済再生の道筋

1. 経済情勢の認識

我が国経済は、極めて厳しい状況にある。今年度後半から来年度にかけて、十分な対策と監視が必要である。

2. 緊急経済対策の基本的考え方

- 11年度にはっきりプラス成長と自信を持って言えるよう、まず、金融システム安定・信用収縮対策、併せて、景気回復策を緊急に実行する。
- 景気回復策は、景気回復への、①即効性、②波及性、③未来性の3原則に沿って実施する。
- 世界経済、特に、我が国と密接な相互依存関係にあるアジア経済にとって、我が国経済の再生が極めて重要であるとの認識に立ち本対策を実施する。
- このような方針の下、100万人規模の雇用創出・安定を目指し、総事業規模17兆円超の事業を緊急に実施する（これに恒久的減税6兆円超を含めれば、20兆円を大きく上回る規模となる。）

3. 経済再生の道筋

- (1) 本対策は、我が国経済を一両年のうちに回復軌道に乗せるための政策対応の第一歩であり、平成12年度までに経済再生を図ることとし、機動的弾力的な経済運営

を行う。

- (2) 11年度は、はっきりとしたプラス成長へ転換し、回復基盤を固める年とする。
- (3) 12年度は、回復軌道に乗せる年とする。これらの進捗状況を見極め、13年度からは、民需中心の安定成長軌道に乗ることを期待する。
- (4) 以上の経済再生の道筋を踏まえ、中期的な経済の姿と政策対応の在り方について展望を策定する。

第2章 経済再生のための緊急対策

I. 金融システムの安定化・信用収縮対策

1. 金融システムの安定化対策

- 資本増強制度の実効ある運用を図る。
- 検査監督行政を効果的に運用し、信用供与の円滑化・資本増強等を促す。
- 金融機関による主体的な資本増強等への取り組みを促す。
- 金融機関の情報開示を改善する。
- 金融機関の財務状況等の把握の強化を図る。

2. 信用収縮対策等

- 貸し渋り・融資回収対策を強化する（中小企業のみならず、中堅企業向けなど）。（5.9兆円程度）
- 資金供給ルートの拡充・多様化

3. 日本銀行による金融政策の適切かつ機動的な運営

II. 21世紀型社会の構築に資する景気回復策

1. 21世紀先導プロジェクトの実施

今後新たに、各省庁連携して、未来を先取りする4つのテーマ（①先端電子立国、②未来都

市の交通と生活、③安全・安心、ゆとりの暮らし、④高度技術と流動性のある安定雇用社会の構築）のプロジェクトに積極的に取り組む。

2. 生活空間活性化策

○生活空間倍増戦略プランの策定

- ・ゆとりとうるおいのある生活空間を倍増

○土地・債権流動化

○住宅投資の促進（1.2兆円程度）

- ・住宅金融公庫の融資の貸付金利の引き下げ、融資額の大幅拡充、住宅ローン返済困難者対策の着実な実施、広くて良質な住宅の整備促進等

3. 産業再生・雇用対策

○産業再生計画の策定（中小企業関連施策を含む）

- ・新規開業、既存起業の活性化、新規・成長15分野、人材移動の円滑化、創造的技術開発・普及、情報化、物流システムの高度化等

- ・ベンチャー、中心市街地等中小企業対策

○雇用対策（1兆円程度）

- ・「雇用活性化総合プラン」を実施
- ・「緊急雇用創出特別基金（仮称）」を創設

4. 社会資本の重点的な整備（8.1兆円程度）

○①情報通信・科学技術、②環境、③福祉・医療・教育、④物流効率化・産業競争力強化、⑤農山漁村等地域活性化、⑥民間投資誘発等都市再生、⑦防災に重点的な社会資本整備を行う。災害復旧対策にも適切に対応。

○北海道など特に厳しい経済状況にある地域や不況業種の実情に十分配慮。

○民間資金を活用する観点からPFIを推進するため、所要の措置を講ずる。

5. 恒久的な減税等

○個人所得課税減税（最高税率50%、4兆円規模）

○法人課税減税（実効税率40%程度）

○住宅建設・民間設備投資等政策税制について検討

○個人消費喚起、地域経済活性化のため地域振興券（0.7兆円程度）

6. 財政構造改革法の凍結

○財政構造改革法を凍結することとし、所要の法案を次の国会に提出する。

III. 世界経済リスクへの対応

世界経済・アジア経済にとって、日本経済の再生が重要。密接な相互依存関係にあるアジア等を支援。（1兆円程度）

1. アジア諸国の通貨危機等への対応

○日本輸出入銀行の融資、円借款、アジア通貨危機支援資金（仮称）設立等により、アジア諸国の通貨危機等に対応する。

2. アジアの現地日系企業等に対する支援

○アジア経済に重要な役割を果たす現地日系企業等を支援するため、中小企業金融公庫・国民金融公庫による融資や我が国企業の事業参加機会拡大を図るための資金支援及び経済構造改革のための特別の円借款の創設の早急な検討を行う。

◆金融機能再生緊急措置法に基づく資産判定基準について

金融再生担当大臣は、11月17日、いわゆる金融機能再生緊急措置法に基づく資産判定基準を公表した（11月20日告示）。その概要は、以下のとおり。

- 金融整理管財人の管理する金融機関からプリッジバンク（承継銀行）が資産を引き継ぐ時に、引継ぎが適当か否かの判定の基準。
- 特別公的管理銀行の保有し続ける資産として適当か否かの判定の基準としても活用。

1. 債務者の債務の履行状況及び債務者の財務内容の健全性に基づき判定。

当該金融機関が債務者の特殊事情（特許や保証など）に基づき将来の収益や債務履行の確保を見込んでおり、これが合理的と認められる場合は、その事情を考慮。

2. 具体的な判定

(1) 正常先債務者 ⇔ 適当

(2) 要注意先債務者

貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題がある債務者、業況が低調ないしは不安定な債務者、財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者。

| 債務の履行状況 | | |
|----------|----------------|-----------------------|
| | 正 常 | ①貸出条件緩和 ②元利金支払延滞 |
| 財務内容の健全性 | (繰越損益) 繰越利益 | A ⇔ 適当 |
| | 繰越損失 | ⇒ 2年後の期末までにAに移行するなら適当 |
| | 債務超過 | C ⇔ 不適当 |

ただし、①住宅ローンなどの個人向け定期ローン等のみを保有する債務者、②債務総額が5,000万円未満であり、元金の支払及び利息の返済を当初の貸出契約どおり行っている債務者 ⇔ 適当

(3) 破綻懸念先債務者、実質破綻先債務者、破綻先債務者 ⇔ 不適当

◆日本銀行、「コンピューター2000年問題対応に係るベンダーとの共同作業およびコンテンジエンシー・プラン策定に関する留意事項」を公表

日本銀行は、11月24日、「コンピューター2000年問題対応に係るベンダーとの共同作業およびコンテンジエンシー・プラン策定に関する留意事項」を公表した。これは、2000年問題対応に不可欠なベンダーとの共同作業を的確に管理し協調体制を強化する上での留意点、また2000年問題対応漏れ等の万一の緊急事態に備えた危機管理計画（いわゆるコンテンジエンシー・プラン）を策定する上での留意点について、個々の金融機関がその実情に応じて、適宜、参考にすべきものとして作成されたもの（その内容については、『日本銀行ホームページ』参照）。

◆金融法委員会、「コミットメント・フィーに関する論点整理」を公表

金融法委員会は、11月25日、「コミットメント・フィーに関する論点整理」を公表した。同

論点整理は、コミットメント・ライン契約において、対価として支払われる手数料（コミットメント・フィー）が利息制限法および出資法上、「みなし利息」に該当し、制限利率に抵触する惧れがあるとされる問題について、論点を整理し、これを違法なものではないとする幾通りかの解釈を提示したうえで、法的安定性を確保する観点から、現行法の改正あるいは特別法の制定等

の立法的手当てが必要と指摘している。

◆第3次補正予算案の閣議決定について

政府は、11月27日、一般会計第3次補正予算案を閣議決定した。その概要是、以下のとおり。

平成10年度一般会計第3次補正予算案

(単位：億円)

| 歳 出 | 歳 入 |
|-----------------------------------|--------------------|
| [緊急経済対策関連] | |
| 1. 信用収縮対策等金融特別対策費 21,424 | 1. 税 収 ▲68,840 |
| (1) 中小・中堅企業等金融特別対策費 10,370 | |
| (2) 国債整理基金特別会計へ繰入（預金者保護対策） 11,054 | |
| 2. 社会資本整備費 39,601 | |
| (1) 情報通信・科学技術特別対策費 8,885 | |
| (2) 福祉・医療・教育特別対策費 6,269 | 2. 税 外 収 入 2,359 |
| (3) 環境特別対策費 5,114 | |
| (4) 物流効率化・産業競争力強化特別対策費 3,744 | |
| (5) 農山漁村等地域活性化特別対策費 3,850 | 3. 公 債 金 123,250 |
| (6) 民間投資誘発等都市再生特別対策費 3,076 | |
| (7) 防災特別対策費 4,062 | (1) 建 設 公 債 45,150 |
| [小計 (1)～(7)] 35,000] | |
| (8) 災害復旧等事業費 4,601 | (2) 特 例 公 債 78,100 |
| 3. 地域振興券 7,698 | |
| 4. 住宅金融対策費 1,900 | |
| 5. 雇用対策費 1,246 | |
| 6. アジア対策費 510 | |
| 7. 地方交付税交付金 4,000 | |
| [その他] | |
| 8. 義務的経費の追加 3,949 | |
| 9. 住宅・都市整備公団補給金等 1,297 | |
| 10. 新日韓漁業協定関連対策 国際漁業再編対策費 543 | |
| 11. その他の経費 1,303 | |
| 12. 国債整理基金特別会計へ繰入 1,899 | |
| 13. 既定経費の節減 ▲6,947 | |
| 14. 地方交付税交付金の減額 ▲19,656 | |
| 15. 予備費の減額 ▲2,000 | |
| 歳出計 56,769 | 歳入計 56,769 |

(参考) 財政投融資計画

日本開発銀行、日本輸出入銀行等に対し、総額2兆4,425億円を追加する。

◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を発表

日本銀行は、11月27日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市场調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また、10月28日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを12月2日に公表した。

記

無担保コールレート（オーバーナイト物）を、平均的にみて0.25%前後で推移するよう促す。

なお、金融市场の安定を維持するうえで必要と判断されるような場合には、上記のコールレート誘導目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

(別添)

平成10年11月27日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について現状維持とすることを決定した（賛成多数）。

◆日本銀行、外国為替銀行に対する準備預金制度の準備率を廃止

日本銀行は、11月27日、政策委員会・金融政策決定会合において、外国為替銀行法の廃止に

伴い、外国為替銀行に対する準備預金制度の準備率を12月1日付で廃止することを決定し、別添のとおり公表した。

(別添)

平成10年11月27日

日本銀行

外国為替銀行法の廃止に伴う外国為替銀行に対する準備預金制度の準備率の廃止について

日本銀行は、本日開催された政策委員会・金融政策決定会合において、外国為替銀行に対する準備預金制度の準備率を本年12月1日付で廃止することを決定いたしました。

これは、本年12月1日の「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」(平成10年法律第107号)の施行により、「外国為替銀行法」(昭和29年法律第67号)が廃止され、「準備預金制度に関する法律」(昭和32年法律第135号)第2条第1項に規定する指定金融機関から外国為替銀行が除かれることとなったことに伴う技術的な措置です。

【参考】

・準備預金制度の準備率に関する公告（平成3年10月4日付）1. (1)

(現行)

(1) 法第2条第1項に規定する指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）のうち、銀行、長期信用銀行および外国為替銀行（以下「銀行等」という。）

ならびに信用金庫の準備率
(変更後)

(1) 法第2条第1項に規定する指定金融機関（以下「指定金融機関」という。）のうち、銀行および長期信用銀行（以下「銀行等」という。）ならびに信用金庫の準備率

◆日本銀行、企業金融支援のための臨時貸出制度を創設

日本銀行は、11月27日、政策委員会・金融政策決定会合において、企業金融支援のための臨時貸出制度の創設を決定し、別添のとおりその基本要領を公表した。

(別添)

企業金融支援のための臨時貸出制度基本要領

1. 趣旨

この基本要領は、最近の企業金融を巡る状況に鑑み、金融機関の企業向け貸出を資金繰り面から支援していく趣旨から、金融機関の貸出増加額の一定割合を対象に、本行がリファイナンスのための貸出を行うために必要な基本的事項を定めるものとする。

2. 貸付の方法

(1) 貸付店

本店（業務局）および支店とする。

(2) 対象先

銀行、長期信用銀行、外国銀行支店、信用金庫、全国信用金庫連合会、全国信用協

同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫のうち、平成10年12月2日現在で本行の手形貸付取引の相手方（同日現在で、本行の当座預金取引の相手方であり、かつ、手形貸付取引を開始したい旨申出ていた先を含む。）であり、かつ、この制度の利用を希望する先（以下「制度利用先」という。）とする。ただし、整理回収銀行および紀伊預金管理銀行を除くものとする。

(3) 貸付方式

手形貸付とする。

(4) 貸付実行日

平成10年12月21日、平成11年1月20日、同年2月22日および同年3月23日とする。ただし、平成10年12月21日に実行する貸付は平成10年11月の貸出平均残高が同年9月末現在の貸出残高に対して増加した制度利用先に限り行うものとする。

(5) 貸付期間

(4) に規定するいずれの貸付についても、平成11年4月15日までの期間とし、同日付で貸付金額の全額を回収するものとする。ただし、平成10年12月21日に実行する貸付については、その貸付実行日の翌日から起算して3か月となる日に手形書替を行う扱いとする。

(6) 貸付金額

貸付金額は、その残高が、(7) に規定する貸付限度額の範囲内であり、かつ、担保価額の範囲内となるよう決定する。

(7) 貸付限度額

イ、暫定貸付限度額

平成10年12月21日に行う貸付に適用する貸付限度額は、制度利用先毎に、平成10年9月末現在の貸出残高に対する同年11月の貸出平均残高の増加額に0.5を乗じて得た金額（以下「暫定貸付限度額」という。）とする。

ロ、確定貸付限度額

平成11年1月20日以降に行う貸付に適用する貸付限度額は、制度利用先毎に、平成10年9月末現在の貸出残高に対する同年12月の貸出平均残高の増加額に0.5を乗じて得た金額（以下「確定貸付限度額」という。）とする。ただし、確定貸付限度額が暫定貸付限度額未満である制度利用先については、暫定貸付限度額を適用するものとする。

(8) 担保

民間企業債務（手形（コマーシャル・ペーパーを含む。）、社債および証書貸付債権をいう。以下同じ。）および国債のうち本行の手形貸付担保として適格であるものとし、本件貸付に基づく総ての債務の根担保とする。ただし、別表に掲げる金融機関について

ては、担保として差入れた民間企業債務の担保価額が、貸付金残高の50%以上でなければならないものとする。

(9) 貸付利率

年0.5%とする。

3. その他

この基本要領は、平成10年11月27日から実施し、平成11年4月30日をもって廃止する。

別表

担保として差入れる民間企業債務の担保価額が貸付金残高の50%以上でなければならない金融機関

第一勧業銀行、さくら銀行、富士銀行、東京三菱銀行、あさひ銀行、三和銀行、住友銀行、大和銀行、東海銀行、三井信託銀行、三菱信託銀行、安田信託銀行、東洋信託銀行、中央信託銀行、日本信託銀行、住友信託銀行、日本興業銀行、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、農林中央金庫

◆現行金利一覧 (10年12月16日現在) (単位 年%)

| | 金 利 | 実施時期()内 前回水準 |
|---|-------|-------------------|
| 公定歩合 | | |
| ・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とする 貸付利率 | 0.5 | 7. 9. 8 (1.00) |
| ・その他のものを担保とする 貸付利率 | 0.75 | 7. 9. 8 (1.25) |
| 短期プライムレート | 1.500 | 10. 9. 16 (1.625) |
| 長期プライムレート | 2.2 | 10. 11. 10 (2.3) |
| 政府系金融機関の貸付基準金利 | | |
| ・日本開発銀行 | 2.20 | 10. 11. 10 (2.30) |
| ・中小企業金融公庫、国民金融公庫 | 2.20 | 10. 11. 10 (2.30) |
| ・住宅金融公庫 | 2.00 | 10. 10. 16 (2.55) |
| 資金運用部預託金利 (期間3年~5年) | 0.70 | 10. 10. 16 (1.10) |
| (期間5年~7年) | 1.00 | 10. 12. 16 (0.90) |
| (期間7年以上) | 1.30 | 10. 12. 16 (1.10) |

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(10年12月16日現在)

| | | 発 行 条 件 | 改定前発行条件 |
|-------------|--|---|---|
| 国 債 (10年) | | 〈12月債〉 応募者利回り(%) <u>0.972</u> 表面利率(%) <u>1.1</u> 発行価格(円) <u>100.16</u> | 〈11月債〉 0.895 0.9 100.04 |
| 割引国債(5年) | | 〈11月債〉 応募者利回り(%) <u>0.662</u> 同税引後(%) <u>0.541</u> 発行価格(円) <u>96.75</u> | 〈9月債〉 1.084 0.883 94.75 |
| 政府短期証券(60日) | | 〈10年9月14日発行分~〉 応募者利回り(%) 割引率(%) 発行価格(円) 0.175 0.175 99.9712 | 〈7年9月13日発行分~〉 0.374 0.375 99.9384 |
| 政府保証債(10年) | | 〈12月債〉 応募者利回り(%) <u>1.256</u> 表面利率(%) <u>1.2</u> 発行価格(円) 99.50 | 〈11月債〉 1.155 1.1 99.50 |
| 公募地方債(10年) | | 〈12月債〉 応募者利回り(%) <u>1.368</u> 表面利率(%) 1.3 発行価格(円) <u>99.40</u> | 〈11月債〉 1.328 1.3 99.75 |
| 利付金融債(3年物) | | 〈12月債〉 応募者利回り(%) <u>0.900</u> 表面利率(%) <u>0.9</u> 発行価格(円) 100.00 | 〈11月債〉 0.544 0.8 100.00 |
| 利付金融債(5年物) | | 〈12月債〉 応募者利回り(%) 1.300 表面利率(%) 1.3 発行価格(円) 100.00 | 〈11月債〉 1.300 1.3 100.00 |
| 割引金融債 | | 〈12月後半債〉 応募者利回り(%) 0.502 同税引後(%) 0.411 割引率(%) 0.49 発行価格(円) <u>99.50</u> | 〈12月前半債〉 0.502 0.411 0.49 99.51 |

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。

2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆バーゼル銀行監督委員会、「銀行、証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引に関するディスクロージャーの調査報告書」の公表について

バーゼル銀行監督委員会は、11月30日、証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会と共同で、「銀行、証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引に関するディスクロージャー（1997年のディスクロージャー状況の調査結果）」<原題：Trading and derivatives disclosures of banks and securities firms –Results of the survey of 1997 Disclosures－>を公表した（プレス・リリースについては、『日本銀行調査月報』1998年12月号参照）。

◆欧州中央銀行（ECB）のマネーサプライ参照値設定等について

ECB政策理事会は、10月の会合において、物価安定を実現させる手段の一つとして、マネーサプライ参照値を設定する旨決定した。今回、12月1日に行われた政策理事会においては、同参照値について以下の通り詳細が決定された。

（1）マネーサプライの定義

マネーサプライの参考値として利用されるのは、広義マネー指標M3であり、具体的な定義は以下の通り。

・対象機関：域内金融機関。但し、預金については一部政府機関を含む。

・対象取引：流通現金、オーバーナイト預金、満期2年以内の預金、3ヶ月以内の解約告知期間付預金、レポ、償還期限2年以内の債券、MMFおよび短期市場証券。

（2）マネーサプライ参考値の設定

99年度のマネーサプライ参考値は、前年比4 1/2%とし、モニタリングに際してはマネーサプライ前年比の3ヶ月移動平均値と参考値の比較を行っていくことを決定した。なお、ターゲット・レンジは設定しない。

◆台湾中央銀行、政策金利を引き下げ

台湾中央銀行は、11月11日と12月8日に、再割引金利（5.125%→5.0%→4.75%）および担保貸出金利（5.5%→5.375%→5.125%）の引き下げを実施した。

◆フィリピン中央銀行、政策金利を引き下げ

フィリピン中央銀行は、11月24日と12月1日に、対金融機関翌日物借入、貸出金利の引き下げ（借入金利：13.75%→13.50%→13.375%、貸出金利：15.75%→15.50%→15.375%）を実施した。

◆中国人民銀行、金融緩和策を発表

中国人民銀行は、12月7日、商業銀行の預貸金金利（平均引き下げ幅▲0.5%ポイント）、準備預資金金利（同▲0.27%ポイント<3.51%→3.24%>）、中央銀行貸出金利（同▲0.55%ポイント）の引き下げを実施。

◆中国人民銀行、外国銀行4行の深圳支店に対し人民元業務を認可

中国人民銀行は、11月下旬から12月上旬にかけて、外国銀行4行（香港上海銀行、東亜銀行、

スタンダード・チャータード銀行、ナンヤン・コマーシャル・バンク）の深圳支店に対し、人民元業務を認可。

◆中国人民銀行、広域分行の設立を発表

中国人民銀行は、11月16日、各省・自治区、直轄市に設置されている一級分行32行を9つの広域分行（天津、瀋陽、上海、南京、濟南、武漢、広州、成都、西安<なお、北京、重慶分行は、廃止し、本行の直轄とする>）に統合することを発表（新体制への移行は、99年1月1日）。